

## Ezbid マース中部会場 規約

この会場規約は、マース中部会場が提供するオンラインライブオークションサービス「イージービッド」(以下、「EZB」と記載)にてライブ配信されるオークションのうち、当社で開催される当社主催のオークション(以下「マース中部会場」といいます。)の参加・利用条件を定めたものです。

参加者は、EZB 一般利用規約(別紙参照)及び規約に従って、マース中部会場に参加することができます。なお、EZB 一般利用規約記載の条件に加え、当社会場規約記載の以下の条項に同意しない場合、参加者はマース中部会場へ参加することができません。

### 第1条(用語の定義)

マース中部会場規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1)「参加者」とは、当社との間でEZBの利用規約(以下、単に利用規約といいます。)に加えてマース中部会場の参加規約(以下、単に参加規約といいます。)を締結した者(法人を含みます。)で、古物営業法第3条による許可を受けた者をいいます。
- (2)「売主」とは、参加者のうち、古物をマース中部会場で出品・販売する者(法人を含みます。)をいいます。
- (3)「買主」とは、参加者のうち、マース中部会場にて古物を購入する者(法人を含みます。)をいいます。
- (4)「古物」とは、古物営業法第2条第1項で規定する古物をいいます。
- (5)「オンライン市場」とは、マース中部会場がイージービッドによって配信されたものをいいます。

### 第2条(規約の変更)

1 当社は、マース中部会場規約を参加者の一般利益に適合する場合又は利用規約の目的に反せず、かつ、合理的なものである場合に変更することがあります。この場合は、参加者は、料金その他提供条件において変更後の規約の適用を受けることに合意します。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。

(変更例)

- ・新サービスの追加
- ・旧サービス陳腐化に伴う廃止
- ・違法又は不当行為を防止するための禁止項目の追加
- ・違法又は不当行為を防止するための権利の制限
- ・サービスの品質を維持するための料金増加

2 マース中部会場規約を変更するときは、当社ホームページ、その他当社が別に定める方法により通知します。

### 第3条 (マース中部会場オークションの開催)

1 マース中部会場は、以下の場所において、毎月不定期にて開催します。(早期終了あり) 時間は開催に関して変更がある場合には、「イージービッド」のホームページにて告知を行います。

#### 【会場情報】

住所：岐阜県羽島市足近町 4-255-1

連絡先：080-3666-9639

運営責任者：合同会社マース

代表名：三輪陽子

2 マース中部会場の開催日時・場所に関して変更がある場合には、イージービッドのホームページにて告知を行います。

### 第4条 (出品手数料)

売主は、当社に対し、マース中部会場に出品するにあたり、出品手数料として、成約額に対し下記の金額を支払うものとします。

制約額の30% (消費税込) の金額

尚、当社の判断により必要と認めるときは、売主と別途協議し、売主は、本号柱書に関わらず同協議の結果に従って出品手数料を支払うものとします。

## 第5条（マース中部会場への参加方法）

1 参加者は、イージービッドの利用、又は、来場によりマース中部会場に参加できます（以下、前者を「オンライン参加」、後者を「現地参加」といいます。）但し、次のいずれかに該当した場合は、この限りではありません。

- （1）参加者の古物営業法第3条による許可が取り消された場合
- （2）参加者が一般利用規約又はマース中部会場規約に違反した場合
- （3）その他当社が参加不相当と判断した場合

2 現地参加の場合、参加者は、当社に対し、マース中部会場開催日前日までに参加申請を行います。

3 売主は、当社に対し、イージービッドを経由して出品を希望する古物（以下「出品物」といいます。）がある旨の連絡をし、当社の指示に従い、当社指定の日時に出品物をマース中部会場まで搬入します。

4 買主は、オンライン参加か現地参加か否かを問わず、イージービッドを利用して落札の意思表示をします。

5 買主は、イージービッドに登録した受取希望方法（以下「登録受取希望方法」）にて落札した古物（以下「落札物」といいます。）を引き取ります。

## 第6条（売主の責務）

1 売主は、売主登録申請において、当社への的確請求書発行事業者登録番号（通知が未達の場合は申請月及び申請中である旨）または、免税事業者である旨を申告します。なお、的確請求書発行事業者登録番号の有無、登録番号に変更がある場合は、速やかに当社又は当社が指定する者に通知するものとします。

2 売主は、マース中部会場へ古物を出品するあたり、当該古物の真贋及び欠損等について当社指定の報告書へ記入し、同報告書を当社に提出します。

3 売主は、出品物を段ボール又は金属製の箱に入れて搬入します。

4 売主は、当社が管理等を目的として、出品物に荷札等をつけることを承諾します。

5 売主は、次の古物を搬入及び出品することはできません。以下、当該古物を「出品禁止物」といいます。

(1) 盗難された物

(2) 違法的に入手した物

(3) 模造物

(4) ワシントン条約に反する物

(5) 電気製品(スタンドランプ等、アンティーク、レトロに分類されるものを除く。)

(6) 剥製、毛皮、象牙等、動物製品

(7) その他、当社が不相当と判断した物

6 売主は、搬入した出品物に出品禁止物又は出品禁止品が含まれており仕分けが必要となった場合、当社に対して、1カゴあたり1100円の作業料を銀行振込又は現金払いにて支払います。

7 売主は、落札されなかった古物(以下「落札物」といいます。)及び出品禁止品について、古物を出品したオークション終了後10営業日以内にマース中部会場より搬入しません。

8 マース中部会場開催日から3日以内に流札品又は出品禁止品を搬出しない場合、売主は当社に対して開催日から4日目以降1日あたり110円/0.1㎡の保管料を銀行振込又は現金払いにて支払います。

9 売主が第7項の期限以内に流札品又は出品禁止品を搬出しない場合、当社は売主が当該流札品及び出品禁止品の所有権を放棄したとみなして処分します。

10 当社が前項の処分を行った場合、売主は当社に対し処分費用として、220円/kgを

銀行振込又は現金払いにて支払います。

#### 第7条（買主の責務）

1 買主の登録済受取会場がマース中部会場の場合、買主はオークション終了後5日以内に落札商品を引き取ります。

2 前項の引き取りができなかった場合、買主はオークション開催日から2週間以内に当社に対し引き取り日時を連絡した上で引き取ります。

3 買主の登録済受取方法（マース中部会場の場合）として、指定された送料を銀行振込または現金にて支払います。

4 買主が登録済受取方法以外の方法で落札物の受取を希望する場合、買主は速やかに受取希望方法等を当社に連絡し、当社の承諾があった場合に限り所定の方法にて落札物を引き取ります。

5 マース中部会場オークション開催日から5日以内に落札品を搬出しない場合、買主は当社に対して開催日から6日目以降、1日あたり110円/0.1m<sup>3</sup>の保管料を銀行振込または現金払いにて支払います。

6 買主が第2項の期限以内に落札品を搬出しない場合、当社は買主が当該落札品の所有権を放棄したとみなして処分します。

7 当社が前項の処分を行った場合、買主は当社に対し処分費用として220円/kgを銀行振込または現金払いにて支払います。

#### 第8条（当社の責務）

1 当社は、売主より搬入された出品物及び落札物に関し参加者から委託を受けて善良なる管理者の注意義務をもって倉庫内にて保管します。

2 当社は、保管中の出品物または落札物（以下「保管物」といいます。）が紛失・盗難に遭った場合は保管物の所有者との協議の上、最低落札価格または落札額を上限として補償します。

3 当社は、売主に対して落札金額から出品手数料を差し引いた金額を銀行振込または現金払いにて支払います。

## 第9条（禁止事項）

- 1 参加者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
  - (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
  - (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
  - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、その名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像や文書等を送信または掲載する行為
  - (6) EZBにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
  - (7) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
  - (8) 参加者が直接操作可能となるサーバー、ネットワーク機器の設備に不正にアクセスする行為
  - (9) 第三者に対して、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や第三者が嫌悪感を抱く、またはその恐れがある電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為、他社のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
  - (10) 当社もしくは第三者の設備等またはサーバー設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、その他 EZB の提供を妨害する行為
  - (11) 賭博、ギャンブルを行い、又は勧誘する行為
  - (12) 違法行為（拳銃の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、または誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
  - (13) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる、又はそのおそれのある情報を掲載し、又は第三者にあてて送信する行為
  - (14) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報又はこれらのおそれのある情報を不特定のものをしてウェブページに掲載等されることを助長する行為
  - (15) 第三者に著しく迷惑をかける行為及び公序良俗に反する行為
  - (16) 一般利用規約またはマース中部会場規約に違反すること
  - (17) 虚偽の情報によりオークションに参加すること
  - (18) 参加者たる地位を第三者と共有すること

- (19)参加者として取得した第三者の秘密を漏洩すること
- (20)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを貼る行為
- (21)マース中部会場の開催・進行を妨害する行為
- (22)前各号のおそれがあると当社が認める行為
- (23)その他、当社がEZBの参加者とした相応しくないと判断する行為

2 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ホームページ上において禁止事項及び注意事項等を別途定めることができ、参加者はこれを遵守するものとします。

#### 第10条（情報等の保管及び消去）

1 当社は、参加者がEZBの利用又はマース中部会場への参加を通じて登録等をした情報について、EZB提供設備等の故障等により滅失した場合に復元する目的で、これを別に記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。

2 当社は、参加者がEZBを利用することによって生ずる配信記録を一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。また、当社は、当該情報の開示請求を受けるものではありません。

3 当社は、参加者がEZBを利用して登録した情報のうち、登録時の目的を達成し、当社においてEZBの提供に不要と判断したものについては、参加者に通知を要しないで、これを消去できるものとします。

4 当社は、参加者がEZBを利用して登録した情報について、利用規約が解除された場合には、解除の日の翌日以降に全ての情報を消去できるものとします。

5 当社は、本条による登録情報の消去により参加者及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（損害賠償責任の制限）

当社は、参加者に対して、マース中部会場への参加に伴い、当社の責に帰すべき事由の直接的結果として現実に発生した通常損害についてのみ賠償します。

#### 第12条（当社の免責）

1 当社は、以下の場合において、規約に明記されている範囲を除き、一切の保証・補償を行わず、損害賠償及びその他の責任を負いません。

- (1) EZB が停止、中止または廃止された場合
- (2) 災害等、当社の席に帰すべき事由がない場合
- (3) 参加者による各種の情報、コンテンツ、データまたはソフトウェア等のバックアップに不具合がある場合
- (4) 参加者が用意した EZB 利用に必要な設備・効き、インターネット接続環境が EZB に適合しない場合または不具合がある場合
- (5) 参加者の利用目的が EZB に適合しない場合
- (6) 参加者が申込等に虚偽の内容を記載した場合
- (7) 参加者が申込等記載の内容の変更の通知を怠った場合
- (8) 出品物・落札物が贋作だった場合
- (9) 落札物が別のオークション会場へ輸送中に毀損・紛失した場合
- (10) その他オンライン市場にて成立した取引について参加者間でトラブルが生じた場合

2 その他、マース中部会場に関する当社の責任は、マース中部会場規約に規定する範囲に限られ、直接又は間接を問わず、法律上の請求原因の如何を問わず、参加者又は第三者に対し、一切の補償及び責任を負いません。

### 第13条（個人情報の取扱い）

1 本条において、参加者及び当社は、業務を遂行するために開示を受けた個人情報の適切な保護を目的として個人情報の取扱いに関する事項を定めるとします。

2 参加契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報であり、全ての個人に関する氏名、住所、生年月日、メールアドレス等の記述、画像又は音声等により特定の個人を識別できる情報（当該のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）、及びこれに付随して取り扱われる個人に関する全ての情報をいうものとします。

3 参加者及び当社は、業務を遂行するために相手方から開示され、知り得た個人情報を、事前に相手方の同意を得た場合を除き、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、複製、複製、加工し、又は第三者に開示又は漏洩しないものとします。又、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、個人情報にアクセスし、又は使用しないものとします。

4 参加者及び当社は、個人情報を、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとします。

5 参加者及び当社は、個人情報を破損・損失のない様十分注意して取扱い、個人情報に

対して、不正なアクセス、漏洩、等用、滅失又は毀損等がない様に安全管理のために必要かつ合理的な措置を講じるものとします。

6 参加者及び当社は、それぞれ自己の従業員。退職者・派遣社員・常駐する協力会社の社員に対して個人情報を保護する様に適切に教育・指導・管理監督するものとします。

7 参加者及び当社は、必要な業務が終了した場合、及び個人情報が不要となった場合、又は相手方からの要求があった場合には、速やかに個人情報を消去するか、又は相手方に返還するものとし、ファイル又は個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄するものとします。

8 参加者及び当社は、相手方又は再委託先において相手方から開示された個人情報を漏洩、盗用、流出、紛失する等の事故発生の事実、又は発生のおそれがあると認められる時は、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従い、被害に拡大及び再発を防止するために必要な措置を講じるものとします。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1 参加者は、当社に対し、反社会的勢力の排除に関する次の各号を表明し保証するものとします。万が一、自己の違反を発見した場合は、直ちにその事実を報告するものとします。

- (1) 自ら又は役員、実質的に経営に関する者、従業員等（以下「役員等」といいます。）が「反社会的勢力」（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。）でないこと
- (2) 自らまたは役員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会敵勢力と交友関係にないこと
- (3) 自ら又は役員等が第三者を利用して、相手方及び居合田方の従業員に対して、膀胱、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為等を行わないこと

2 当社は、参加者について前項の表明ないし保証に反する事実が判明したとき、その他、次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく、全ての契約（利用契約を含みますがそれに限りません。）の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、当該団体関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）である場合、又は暴力団等であった場合
- (2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為、及び脅迫的言辞を用いるなどした場合

- (3) 殊更に、自身が暴力団等である旨を伝え、関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
- (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損した場合もしくは毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、もしくは妨害するおそれのある場合

#### 第15条（解除）

当社は、参加者が次の各号に該当した場合、何ら最高なくして、参加契約を解除できるものとします。

- (1) 参加契約及び同契約に付随してマース中部会場に関して締結された契約に基づき発生した債務の全部、又は一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにも関わらず当該期間内に履行しない場合（なお、当社及び参加者は、本契約が当事者間の高度な信頼関係を基礎としていることから、仮に軽微な違反であっても本号に該当することを確認します。
- (2) 当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届出を速やかに行わない場合、又変更後の内容が本契約に違反する場合
- (3) 自己の振り出した手形、又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
- (5) 第三者より仮差押絵、仮処分、又は強制執行を受けた場合
- (6) 破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てがあった場合
- (7) 解散の決議をした場合
- (8) その他信用状況が悪化、又はそのおそれがある場合に、担保の左入要請に応じなかった場合
- (9) 参加者の古物営業法第3法に規定された許可が取り消された場合
- (10) その他一般利用規約又はマース中部会場規約に違反した場合

#### 第16条（協議解決）

マース中部会場に定めのない事項、又はマース中部会場規約の解釈について疑義が生じた時は、誠意を持って協議のうえ解決します。

#### 第17条（合意管轄）

マース中部会場規約及び参加契約に関する訴訟については、訴額に応じ、岐阜地方裁判所もしくは岐阜簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（準拠法）

本規約及び利用契約は、効力、解釈及び履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠します。

#### 附則

（実施期日）本規約は、2026年1月1日から実施します。